

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱

令和7年3月18日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が運転する自動車に安全運転支援装置を設置する費用に対し、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところより、予算の範囲内で補助金を交付し、安全運転意識の向上と交通事故の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 本町に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有し、かつ、安全運転支援装置の設置時に満70歳以上の者をいう。
- (2) 安全運転支援装置 次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するものとし、かつ、同装置を設置した車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものをいう。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

イ その他町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高齢者であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 取付業者に依頼して、自動車に安全運転支援装置を取り付けた者
- (2) 自ら使用する目的で事業の用に供さず、自らが所有又は使用する自動車に安全運転支援装置を取り付けた者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、安全運転支援装置の設置に必要な購入費及び取付費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内に相当する額とし、2万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、当該年度において、補助対象者1人につき1回までとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置の

取付け後 1 年以内に、桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要した経費の領収書の写し（購入費及び取付費が分かるもの）
- (4) 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し（機種名等が分かるもの）
- (5) 安全運転支援装置の取付前後の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第 7 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたとときは、予算の範囲内において交付を決定し、桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第 14 条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）を通知するものとする。

（補助金の支払）

第 8 条 前条第 1 項の交付決定通知書を受けた申請者が、補助金の請求をしようとするときは、桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

桑折町長 様

住 所 桑折町
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号 — —

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書兼実績報告書

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおりに関係書類を添えて申請します。
記

補 助 対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	円

- 添付書類
- (1) 運転免許証の写し
 - (2) 自動車検査証の写し
 - (3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要した経費の領収書の写し（購入費及び取付費が分かるもの）
 - (4) 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し（機種名等が分かるもの）
 - (5) 安全運転支援装置の取付前後の写真

同 意 書

町が行う上記補助金交付事務にあたり、住民登録情報及び町税等納入状況を確認することに同意します。

申請者氏名_____

様式第 2 号（第 7 条関係）

桑折町指令第 号

年 月 日

様

桑 折 町 長

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金について、桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

補助対象事業費	円
補助金交付決定額	円

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

桑 折 町 長

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金について、桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり不交付と決定したので通知します。

不交付決定の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付請求書

年 月 日

桑 折 町 長 様

住 所 桑折町

氏 名 ⑩

桑折町高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	円
-------	---

振 込 先	
金 融 機 関	銀行 金庫 農協 支店
預 金 種 別	普通預金
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

添付資料
通帳の口座情報が確認できる部分（表紙の裏側）の写し